

# 教職員人事

4月1日付 敬称略

## 小室小学校

転入 林八州夫(教頭)、錦織清乃、高橋由希子、大村真由美、上遠野庸子、飯田みゆき  
 転補 関野山英樹、佐藤浩絵  
 (以下小針小より)  
 転出 蓮見重人(教頭)、松枝美津子、永江幸子、野村由実  
 新採用 小熊澄子、針貝真以子  
 退職 大塚富美子



松本校長

## 小針小学校

転補 佐藤いく子(小室小より)  
 転出 小野哲史(校長)、秋山誠、中里源  
 新採用 松本良雄(校長)、坂巻宏幸、竹内陽子

## 南小学校



茂木校長

転補 野村聡男(小針小より)  
 転出 柴田房雄(校長)、石川恭子、渡邊正志  
 新採用 茂木京子(校長)、田嶋貴子、熊倉秀幸、坂本恭子



田村校長

## 小針北小学校

再任用 田村文男(校長)  
 転入 安部仁美、田辺登巳子、高杉路子、大久保陽子、磯部伸明、矢部えつ子、村上笑理子、大須賀宣行、山本正美  
 転補 加藤修二(教頭南小より)、稲垣裕子(小室小より)、谷藤憲子、池田千世、寺久保光男、渡邊宏之、橋本恵美子

# 大塚 順康 氏

固定資産評価審査委員会の委員に

固定資産評価審査委員会の委員に欠員が生じたため、3月の定例議会で同意され、3月27日付で選任されました。大塚氏は、伊奈町議会副議長、企画総務常任委員会委員長などを歴任されています。



小高達也、矢島裕之、吉田夕紀子、羽土佐代子、小山美智代(以下小針小より)、柴崎和雄(南小より)  
 新採用 濁川究、早津美香

## 小針中学校

転入 澁谷正義  
 転出 細井忠

## 南中学校

転入 新井保(教頭)、吉田晋  
 転出 吉川隆弘(教頭)、石原久仁、今田利信

# 役場人事(課長級以上)

4月1日付  
 ( )内は前職

## 異動

町長事務部局

## 異動

事務局長(高齢障害課長) 関根茂夫

## 採用

教育委員会事務局

## 開示

総務課 2223

# 行政情報および個人情報開示状況

平成17年度における町情報公開条例および町個人情報保護条例に基づく情報開示状況は次のとおりでした。

	件数	処理状況	件数
行政情報に関する開示請求	9件	全部開示	5件
		部分開示	3件
		非開示	1件
個人情報に関する開示請求	8件	全部開示	6件
		部分開示	1件
		非開示	1件

# 平成18年度 区長が決まりました (敬称略)

区名	区長	
	氏名	電話
丸山	菓子豊四郎	721-1471
下郷	加藤 榮	721-1942
綾瀬東	宇野 和之	722-2193
綾瀬南	津布子三郎	722-6900
綾瀬北	西原 俊平	722-2018
栄南	飯塚 藤郎	722-5881
栄中央	小林 和博	722-4837
栄北	大野 興一	722-6759
志久	齋藤 實	721-3067
南本	太田 春夫	721-2756
北本	森下 恒昭	722-1417
中央	熊谷 實	721-5247
小貝戸	喜古 正弘	722-5731
柴中荻	齋藤 榮一	721-0302
若榎	山下 久	721-7771
大針	阿部 三郎	722-3415
細田山	西野 省吾	721-0766
羽貫	本多 泰雄	728-1478
小針新宿	藤倉 利男	728-0045
小針内宿	内田 俊男	728-5587
光ヶ丘	濱尾 貞善	728-7273

# 児童手当制度が拡充されます

## 拡充の内容

支給対象年齢が、これまでの小学3年生までから、小学6年生(12歳到達後最初の年度末)までに拡大され、併せて、所得制限が引き上げられます。

## 必要な手続き

小学4年生の児童がいる保護者の方

これまで、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者の方は、特段の手続きをする必要はありません。

右記に該当しない保護者の方で、次の受給資格がある場合は、認定請求の手続きが必要になります。

小学5年生または6年生の児童がいる保護者の方

これまで、児童手当を受給していない保護者の方は認定請求、弟・妹について児童手当を受給中の保護者の方は額改定認定請求(添付書類は不要)の手続きが必要となります。

これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者の方

所得制限の引き上げ(下表参照)により、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、認定請求の手続きが必要になります。

## 「認定請求に必要な添付書類等」

- 健康保険被保険者証等の写し(申請者が厚生年金等加入者の場合)
- 17年度所得証明書(平成17年1月1日に伊奈町に住んでいなかった場合)
- 18年度所得証明書(平成18年1月1日に伊奈町に住んでいなかった場合)
- 請求者の口座番号がわかるもの

制度改正に伴う認定請求は、平成18年9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます。

ただし、平成18年9月30日(土)は閉庁日となるため、平成18年9月29日(金)までに福祉課窓口へ提出してください。

所得制限限度額表(5月分までは前々年、6月分からは前年の所得に応じた額です)

扶養親族等の人数	国民年金加入者	厚生年金等加入者
0人	460万円未満	532万円未満
1人	498万円未満	570万円未満
2人	536万円未満	608万円未満
3人	574万円未満	646万円未満
4人	612万円未満	684万円未満
5人	650万円未満	722万円未満
6人以上	1人増すごとに38万円加算	1人増すごとに38万円加算

ここでいう所得とは、年収から給与所得控除等を差し引き、さらに8万円引いた額です。

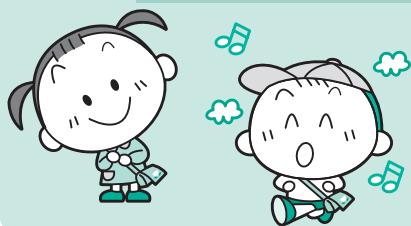
## 支給月額

第1子・第2子 5,000円  
第3子以降 10,000円

福祉課児童係 2128

## 児童福祉週間

5月5日(祝)~11日(木)



登録受付中!!

埼玉県警察メールマガジン  
犯罪情報官News

あなたの携帯電話に犯罪情報を発信します

内容 犯罪情報官News(防犯情報等)  
子どもを狙った犯罪の情報  
女性を狙った犯罪の情報  
身近な詐欺などの知能犯罪情報 等  
メールマガジンご希望の方は、下記の携帯用メールアドレスから空メールを送信してください。

ml-hjk@mlmg.police.pref.saitama.lg.jp  
なお、埼玉県警ホームページ(<http://www.police.pref.saitama.lg.jp/kenkei/>)からも登録いただけます。

受信制限をしている方は、[police.pref.saitama.lg.jp](http://police.pref.saitama.lg.jp)からメールを受信できるように設定してください。

上尾警察署 ☎ 773-0110

6月1日~

## 違法駐車取締りが変わります

車両の利用者を対象とした放置違反金の制度が導入されます。

民間の駐車監視員が放置駐車違反の確認を行います。

悪質・危険、迷惑な違反に重点を置き、短時間の放置駐車も取り締まります。

放置違反金を納付しないと車検が受けられなくなります。

駐車監視員とは...

警察署長の委託を受けている法人から選任された者が、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う。(反則告知したり、金銭を徴収したりすることはありません)

上尾警察署 ☎ 773-0110



防犯拠点施設 南部安心安全ステーションに  
「防犯指導員」が配属されました

4月3日より、南部安心安全ステーションに配属された「防犯指導員」は、月曜から金曜の10時30分から17時まで同ステーションに常駐し、防犯に関する啓発やパトロールを行う予定です。お気軽にお立ち寄りください。

生活安全課 ☎ 2282